



参考資料2

精神科指定病院の指定について

神奈川県保健医療局健康医療部

がん・疾病対策課精神医療G

令和8年2月

- 1 本日の説明事項（概要）
- 2 指定の基準
- 3 指定期限及び更新
- 4 令和8年4月～の指定病院
- 5 事業承継が予定されている病院

精神科指定病院とは…

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、精神保健福祉法という。）第19条の8に基づき、**知事等が指定した病院であり、措置入院患者を入院させることができる施設**のことを指す。
- 国又は都道府県立の精神科病院（独立行政法人を含む。）又は指定病院以外で措置入院患者を入院させることはできない。

(参考) 神奈川県内の精神科指定病院（18病院）

湘南病院、福井記念病院、藤沢病院、けやきの森病院、平塚病院、富士見台病院、丹沢病院、秦野厚生病院、秦野病院、みくるべ病院、愛光病院、大和病院、相模台病院、相州病院、清川遠寿病院、曽我病院、国府津病院、湘南東部総合病院

※精神保健福祉法第19条の8

第19条の8 都道府県知事は、国、都道府県並びに都道府県又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人（以下「国等」という。）以外の者が設置した精神科病院であつて厚生労働大臣の定める基準に適合するものの全部又は一部を、その設置者の同意を得て、都道府県が設置する精神科病院に代わる施設（以下「指定病院」という。）として指定することができる。

- **本県では、知事が指定病院の指定を行うときは、「神奈川県精神科病院指定基準」（以下、指定基準という。）によるものとしている。
（参考資料 2）**
- **この指定基準において、医師及び看護師等の定数は、精神保健福祉法第 19 条の 8 の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準（参考資料 2 参照）に従うこととしている。**

- 指定病院の指定は、指定基準の（10）により、「原則として3年の期限を付して指定し、3年ごとに見直しを行い、更新する。」こととしている。
- また、「知事は、指定病院を指定するときは、神奈川県精神保健福祉審議会に諮問し、その答申を踏まえて決定する。」としている。

4 令和8年4月～の指定病院 精神科指定病院の指定について

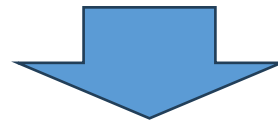
- このたび、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの期限で指定をしている17病院から指定病院の更新申請があった。
- 申請があった17病院について、書類審査を行ったところ、**指定基準を満たしていることを確認した（資料1－2参照）。**
- 令和8年4月1日から令和11年3月31日における指定病院について、**この17病院を指定することとしたい。**

【社会福祉法人湘南福祉協会 湘南病院 について】

- 令和7年度第1回神奈川県精神保健福祉審議会において事業承継に係る審議を行い、**参考資料3**のとおり審議会としての意見を報告した。
- 当該病院の事業承継については、令和8年3月19日の医療審議会にて議論がなされ、それを踏まえて県が判断する予定。

以下、令和8年4月1日付 または
それ以降での事業承継が認められた場合を想定

- 精神科病院の指定には、病院管理者の同意が必要であり、令和8年4月1日以降の指定にあたっては、新たな管理者からの同意を得る必要がある。
- ただし、令和8年4月1日付で当審議会を书面開催した場合、指定に空白期間が生じ、措置入院中の患者に不利益が生じる可能性がある。



次ページのスケジュールにて指定の手続きを進めてよいか。

5 事業承継が予定されている病院について 精神科指定病院の指定について

想定されるスケジュール

	2月			3月			4月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下
今回更新の 17病院について	(本日) 審議会 から答申		県にて 指定決定	指定通知・ 関係機関周知			指定期間 (4/1～)		
湘南病院について				(現管理者名で) 資料提出・ 内容確認	審議会 書面開催 →答申	指定決定・ 関係機関周知	<u>指定期間</u> <u>(4/1～)</u>		
							(新管理者から) 同意書提出 (4/1) 県にて確認		

説明は以上です。